

## 企画提案説明書

## 1 事業概要

## (1) 事業の趣旨

利用期を迎え大径化の進む人工林材の付加価値向上と主伐後の再造林を着実に進めていくことを目的とし、地域の木材需要に応じた素材生産、かつ、造林等作業の軽労化や効率化及び計画的な雇用の確保等の取り組みを促進するため、林業事業者との協定に基づき、長期的かつ弾力的に立木販売及び造林を行う事業(以下「伐採・造林複合協定型森林整備」という。)を実施する。

## (2) 事業名

令和4年度空知管理区 伐採・造林複合協定型森林整備事業

## (3) 事業概要

- ア 空知総合振興局長は、主伐(対象森林内の間伐を含む)が必要な森林を選定し、当該森林(以下「協定森林」という。)の整備(伐採、造林等)を適切に行い、かつ、人工林材の付加価値向上、造林等作業の軽労化や効率化及び計画的な雇用の確保に取り組もうとする林業事業者を公募する。
- イ 空知総合振興局長は、公募した林業事業者の中から、最良の企画提案をした者(以下「特定者」という。)と協定森林を対象として売買契約及び請負契約を行うための協定(以下「森林整備協定」という。)を締結する。
- ウ 空知総合振興局長は、森林整備協定に基づき、協定締結者と年度ごとに整備する森林を取りまとめて、売買契約及び請負契約をそれぞれ締結する。

## (4) 協定期間

協定締結の日から5年間(令和9年3月31日)

(協定による売買契約は令和4年度～8年度、請負契約は令和5年度～8年度)

## 2 企画提案等の審査基準

## (1) 事業実施体制・遂行能力

- ア 森林整備協定に基づき事業を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な事業実施体制が整っているか。
- イ 労働安全対策が適切に行われているか。
- ウ ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいるか。

## (2) 提案内容

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- ア 雇用の確保及び設備投資等  
雇用者の若返りや増員、通年雇用化などの取り組みや事業に使用する機械の更新や新規導入等に意欲的に取り組もうとしているか。
- イ 伐採木の利用・流通  
大径木等の付加価値向上や販路拡大及び林地未利用材の活用に向けた取組みは、適切なものとなっているか。  
素材生産システムの工夫など低コスト化に向けた取組みは、適切なものとなっているか。
- ウ 造林作業の軽労化・効率化  
作業の軽労化及び効率化に向けた取組みは、適切なものとなっているか。
- エ 保育・保護・路網整備の作業方法や創意工夫等  
作業種毎に適切な作業内容となっているか。  
軽労化や効率化を図るための創意工夫がみられるか。
- オ 環境への配慮  
残存木の保全や、素材生産による河川の汚濁防止、生物多様性の保全等に向けた取組みは、適切なものとなっているか。
- カ その他  
道有林の整備や道政の推進、地域への貢献等に資する取組みとなっているか。また、空知総合振興局長等が地域課題の解決に向けた提案をさせたものがある場合は、その取組みが適切なものとなっているか。

## (3) 作業計画

## ア 伐採計画

伐採年度や伐採方法は、適切なものとなっているか。

## イ 造林計画

施工年度や施工方法、仕様等は、適切なものとなっているか。

#### (4) 実績評価

協定販売、長期安定供給販売は、適切に行われていたか。  
道発注の造林事業(治山事業(森林整備)を含む)は、適切に行われていたか。

### 3 協定の締結

- (1) 空知総合振興局長は、企画提案書の提案内容及び事業計画を基本として、特定者と森林整備協定の内容を協議した上で、審査結果を通知した日から起算して14日(休日を含む。)以内に、「伐採・造林複合協定型森林整備事業に関する協定書」(以下「協定書」という。)により協定を締結する。
- (2) 協定期間は5年以内とし、期間の終期は年度末とする。なお、原則として期間の延長はできないものとする。
- (3) 空知総合振興局長は、伐採・造林複合協定型森林整備協定を締結するに当たり、次の特約を付す。
  - ア 協定締結者は、立木販売により買い受けた物件を立木のまま譲渡又は転売してはならない。
  - イ 事業予定箇所一覧及びその内容が、自然災害や立木調査及び更新予定地測量等により変更となっても異議は受け付けない。
  - ウ 事業予定箇所を示さない作業種(保育・保護・路網)は、空知総合振興局長が別途、事業箇所を指示するものとする。

### 4 協定の解除

空知総合振興局長は、森林整備協定の締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、協定の解除によって協定締結者が被るいかなる損害も補償しないものとする。

- (1) 協定締結者が協定内容に従わなかったとき
- (2) 協定締結者が協定森林に係る立木の売買契約及び造林の請負契約の締結を放棄したとき
- (3) 協定締結者が空知総合振興局長の同意なく協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 協定締結者が協定森林に係る売買契約に違反したとき
- (5) 協定締結者が空知総合振興局長等の同意なく、造林契約を行った協定森林に係る造林や保育等の作業を履行しなかったとき
- (6) 協定締結者が協定森林に係る造林契約に違反したとき
- (7) 協定締結者が伐採・造林複合協定型森林整備事業実施要領の第6の3、6及び7に定める資格を満たさなくなったとき
- (8) その他空知総合振興局長が森林整備協定の解除が相当であると認めたとき

### 5 立木調査及び更新予定地測量

空知総合振興局長は、協定森林を対象とした立木調査及び更新予定地測量を実施するものとする。

### 6 契約

- (1) 空知総合振興局長は、森林整備協定に基づき、協定締結者と原則として随意契約による売買契約及び請負契約をそれぞれ締結するものとする。
- (2) 協定森林を対象とした立木の売買契約に係る搬出期限は、原則として当該契約締結後1年以内とする。ただし、急激な木材市況の悪化や空知総合振興局長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。なお、協定最終年に契約するものについては、協定期間内に搬出期限を設定することとする。
- (3) 協定森林を対象とした請負契約に係る事業期間は、原則として契約締結年度内とするが、事業費が補正予算により措置されるものにあつては、この限りでない。

### 7 実績報告及び評価

事業の実施状況を把握するため、協定締結者に対して毎年度実績報告を求めるとし、原則として、年度末までに提出することとする。

空知総合振興局長は、定期報告を受けたときは、協定森林の整備状況について、企画提案に基づき適切に実施されているかを確認するとともに、適切とはいえない事項が認められた場合には、改善指導等の対応を行うものとする。

総合振興局長等は、協定期間の事業が全て完了した後、速やかに、別の定めるところにより協定森林の整備状況の評価を行い、その結果を協定締結者に通知する。

## 8 その他

- (1) 本事業に関する詳細は、道有林野伐採・造林複合協定型森林整備事業実施要領による。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、審査に係る事務手続き以外に使用しない。ただし、公平性や透明性、客観性を確保するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。